

令和6年度分の 個人住民税特別徴収税額通知(納税義務者用)を 電子データで受け取れます!



条件



令和5年分給与支払報告書をeLTAXを経由して提出していること



個々の納税義務者に電子的提供ができる体制が整っていること

紙の通知書は…

- ・地方団体ごとの様式
- ・切り離し作業
- ・従業員一人一人に配付



負担
軽減

良い事いっぱい

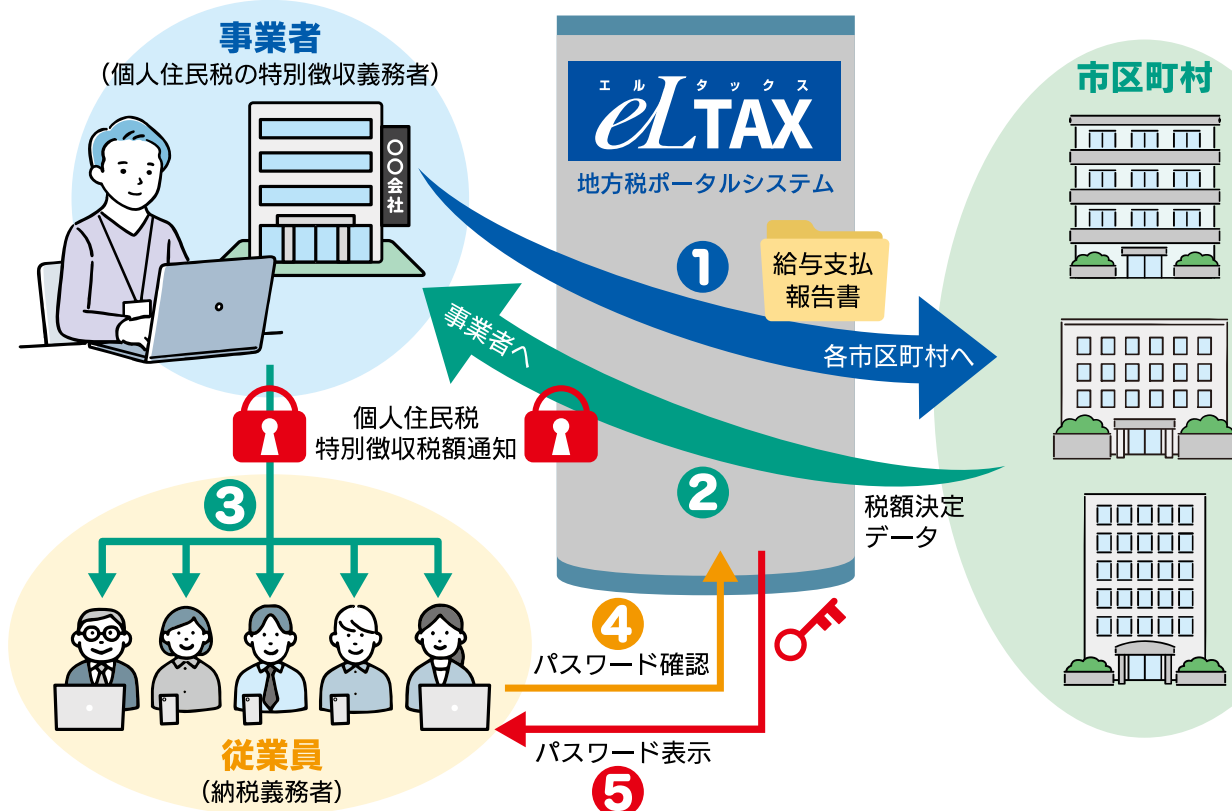
コスト
削減

便利



電子データなら従業員への配付がスマート!

【個人住民税特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化概要図】



Q&A

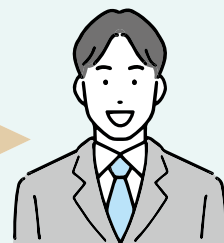


電子データでの受取は義務ですか？

Q & A

電子データでの受取は**義務ではありません**。

給与支払報告書を提出する際に、電子データでの受取を希望した場合は、電子データでの受取が可能となります。



社内システムやメールでの配付が難しい従業員がいる場合は、どうすればよいですか？

Q & A

媒体（USBメモリ等）での配付や、従業員に代わって給与事務担当者等が印刷して配付する方法が可能とされています。

ただし、従業員の通知書記載情報を本人に代位して取り扱うことになりますので、次のような手順で秘匿措置を取っていただくことが必要になるものと考えられます。

- ① **本人の同意**を得て通知書のパスワードを取得する
- ② パスワード付ZIPファイルを復号のうえ、PDFファイルを印刷する
- ③ 印刷した通知書が第三者に閲覧されないよう適切に封入・封緘する など



個人住民税特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の受取方法に変更はありますか？

Q & A

令和6年度より電子データ（副本）は廃止することとされました。

そのため、これまでは書面と電子データ（副本）の両方を受け取ることが可能でしたが、書面または電子データのどちらかを選択することとなります。

